九　家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関すること。
十　災害時の応急措置に関すること。
十一　その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項

2　法第四十六条の十二第一項の規定による届出は、別記様式第三十九号によりするものとする。

3　法第四十六条の十二第二項の規定による届出は、別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えてしなければならない。

（病原体取扱主任者の要件）

第五十六条の十九　法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。

一　獣医師
二　医師
三　歯科医師
四　薬剤師
五　臨床検査技師
六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（病原体取扱主任者の選任等の届出）

第五十六条の二十　法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。

（教育訓練）

第五十六条の二十一　法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域（要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実験室等。以下「管理区域等」という。）に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次に掲げるところにより施すものとする。

一　病原体業務従事者に対する教育及び訓練（次号の教育及び訓練を除く。）は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入つた後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。

二　病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の管理区域に立ち入るものに対する当該病原体の取扱い及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入つた後に行うこと。

三　取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。

四　前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目（前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。）について行うこと。

イ　家畜伝染病病原体の性質
ロ　家畜伝染病病原体の管理
ハ　家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
ニ　家畜伝染病発生予防規程

五　第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行うこと。

2　前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育及び訓練を省略することができる。

（記帳）

第五十六条の二十二　法第四十六条の十五第一項の規定により許可所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

一　受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量
二　家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日
三　家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所
四　使用に係る家畜伝染病病原体の種類
五　家畜伝染病病原体の使用の年月日
六　滅菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類
七　家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の年月日
八　家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所
九　家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
十　家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名
十一　家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入つた者の氏名
十二　重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日
十三　重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
十四　重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
十五　取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

2　前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3　許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の十五第一項の帳簿を閉鎖しなければならない。

4　法第四十六条の十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の閉鎖後一年間行うものとする。

（家畜伝染病病原体の保管の基準）

第五十六条の二十三　法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一　重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二　重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三　重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2　法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一　要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二　要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三　要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

3　第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）」とあるのは、「実験室等」とする。